

平成27年3月5日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第99号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 平成26年11月27日

判 決

長野県佐久市小田井570番地5

原 告 株式会社フジコーポレーション

同代表者代表取締役 山 口 幸 男

同訴訟代理人弁護士 高 橋 伸 二

室 賀 俊 樹

長野県小諸市大字御影新田2399番地2

被 告 長 岡 直 仁

同訴訟代理人弁護士 保 田 行 雄

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、1100万円及びこれに対する平成25年3月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、「<http://strkoo.blogspot.jp>」をアドレスとする「放射能を考える佐久地区連絡会」と題するブログ（以下「本件ブログ」という。）に掲載した別紙本件文書目録1及び別紙本件文書目録2記載の文書及び写真を削除せよ。
- 3 被告は、原告に対し、本件ブログに、別紙謝罪広告目録記載第1の内容の謝罪広告を同目録記載第2の形式で1年間掲載せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、被告が本件ブログに書き込んだ、別紙本件文書目録1記載の記事（以下「本件文書1」という。）及び別紙本件文書目録2記載の記事（以下「本件文書2」といい、本件文書1と併せて「本件各文書」という。）により原告の名誉が毀損され、また、被告が行った平成24年11月26日付の長野県小諸市議会議長に対する違法な請願（以下「本件請願」という。）により損害を被ったと主張して、不法行為に基づく損害賠償請求権として損害金、これに対する遅延損害金（起算日は不法行為の日の後である平成25年3月21日、利率は民法所定）の各支払及び謝罪広告の掲載並びに人格権に基づく妨害排除請求権として本件各文書（本件文書1と同時掲載の写真を含む。）の削除を求める事案である。

1 前提事実等（当事者間に争いがなにか、掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 当事者等

ア 原告は、長野県佐久市（以下「佐久市」という。）に本店を有し、一般廃棄物の処分業等を目的とする会社である。

原告は、平成17年に、長野県小諸市（以下「小諸市」という。）大字御影新田に一般廃棄物及び産業廃棄物の管理型最終処分場（以下「本件処分場」という。）を設置し、産業廃棄物等の埋め立てを行っていた。

なお、本件処分場は、平成26年3月に埋め立てを終了した。

イ 被告は、「放射能を考える佐久地区連絡会」（以下「本件連絡会」という。）の代表を務めている。平成24年1月1日施行の本件連絡会の規約によれば、本件連絡会は、事務所を佐久市に置き、平成23年3月11月に発生した東日本大震災の際の原子力発電所事故に由来する放射能汚染問題を考え、次世代を担う子どもたちと佐久地域住民の被ばくを、最小限度に抑える事を活動目的としている（乙10）。

ウ 訴外イー・ステージ株式会社（旧商号：株式会社藤総業。以下「イー・ステージ」という。）は、本件処分場の近隣に、御影第1管理型処分場（平成8年設置許可、以下「第1処分場」という。）及び御影第2管理型処分場（平成10年設置許可。以下「第2処分場」といい、第1処分場と第2処分場を併せて「イー・ステージ処分場」という。）を保有する会社である。（乙22, 35～38）。

エ 訴外山口藤吉郎（以下「訴外山口」という。）は、平成17年4月当時原告の代表取締役の地位にあり、平成20年以降は原告の取締役会長の地位にある。訴外山口は、平成7年当時イー・ステージの代表取締役の地位にあった。（甲28の1, 2, 乙35, 36）。

(2) 本件各文書の書込み等

被告は、平成24年9月6日、本件ブログに、別紙表現目録記載1-1, 1-2の各表現（以下順に「本件表現1-1」「本件表現1-2」という。）及び「場内埋め立て作業」との表題が付された写真（以下「本件写真1」という。）、「場内の舞い上がり」との表題が付された写真（以下「本件写真2」といい、本件写真1と併せて「本件各写真」という。）を含む記事（本件文書1）を書き込んだ。被告は、同年12月4日、別紙表現目録記載2-1ないし2-4の各表現（以下順に「本件表現2-1」ないし「本件表現2-4」といい、本件表現1-1ないし本件表現2-4を併せて「本件各表現」という。）を含む別紙文書目録2記載の記事（本件文書2）を書き込んだ。本件文書1は平成24年8月26日に行われた本件連絡会における勉強会の模様を、本件文書2は同年11月23日に行われた本件連絡会と長野県及び小諸市との意見交換会での、参加者との長野県の担当者とのやりとりを、それぞれ要約したものである。

本件写真1及び本件写真2は、いずれも、いわゆるライブカメラの映

像（原告が管理するホームページ上で本件処分場内における廃棄物処理の現場の状況を視聴可能とすべく原告において撮影した映像）から転写したものである。本件写真1及び本件写真2には、白色の湯気又は灰様のもの（以下「白色様のもの」という。）が立ち上っているかのような状況が写っている。（甲2，3）

(3) 本件請願等

- ア 「放射能を考える佐久地区連絡会 小諸市 大字御影新田 2399-2 代表 長岡直仁」を請願者とする請願書（本件請願書）が、小諸市議会議長に対し、平成24年11月26日に提出された。本件請願は、小諸市議会に対し、よりいっそうの放射性物質の搬入につながるかさ上げに関して、慎重な対応を長野県に求めてもらいたいことをその趣旨とするものであり、請願書には、本件処分場の近隣に所在する2つの廃棄物処分場から保有水の漏洩が疑われることや本件処分場内で焼却灰の飛散等が確認されていることなどが記載されている。
- イ 小諸市議会は、平成25年3月21日、本件処分場のかさ上げについて長野県に慎重姿勢で対応を求める意見書を可決した（乙18）。

2 争点及び当事者の主張

(1) 争点1（本件各文書による原告の名誉毀損の成否）

(原告の主張)

- ア 本件文書1及び本件文書2には本件表現1-1ないし2-4が含まれており、一般の読者の普通の注意と読み方を基準にすると、これらの表現は、以下のとおり、事実Aないし事実Jの各事実を摘示するものである。

(ア) 本件表現1-1

原告が、本件処分場に廃棄物を埋め立て処分する際、放射性物質やその他有害物質を含む煤じん（飛灰。以下「煤じん」という。）

をまきあげ、これを周囲にまき散らしている事実（以下「事実A」という。）。

(イ) 本件表現1-2

イーステージ処分場から有害物質が漏洩している事実（以下「事実B」という。）、本件処分場がイーステージ処分場と構造や埋め立て方法が共通する事実（以下「事実C」という。）、本件処分場からも有害物質の漏えいが生じている蓋然性が極めて高い事実（以下「事実D」という。）。

(ウ) 本件表現2-1, 本件表現2-2

本件処分場に廃棄物を埋め立て処分する際、原告が、廃棄物に十分水分を添加させていないかのような事実（以下「事実E」という。）、適切にセメントを混練していないかのような事実（以下「事実F」という。）、放射性物質やその他の有害物質を含む煤じんをまきあげ、周囲にまき散らしているかのような事実（以下「事実G」という。）。

(エ) 本件表現2-3

原告が、本件処分場の周辺に、放射性物質をまき散らしているかのような事実（以下「事実H」という。）。

(オ) 本件表現2-4

本件処分場における埋立方法が、イーステージ処分場におけるそれと同一である事実（以下「事実I」という。）及び数年後には本件処分場周辺に有害物質が漏洩する可能性が極めて高いかのような事実（以下「事実J」という。）。

イ 原告は、最先端の技術をもって、周辺地域の生活環境に配慮した安全・安心な廃棄物処分場を設置し、国が安全と公認する基準内で問題なく廃棄物を処理していると高い社会的評価を受けてきたものである。

本件各文書は、上記事実Aないし事実J（いずれも虚偽である。）を摘示するものであり、それによって、一般読者に対し、原告が、本件処分場において、煤じんをまき散らし、有害物質を漏洩させているかのような印象を与えるなどするものであり、原告の社会的評価を低下させるものである。

（被告の主張）

ア 本件文書1は、以下のとおり、事実Aないし事実Dを摘示するものではなく、一方当事者の意見の範囲に止まるものであり、原告の社会的評価を低下させるものではない。

(ア) 本件表現1-1は、本件処分場内で、焼却灰の埋立作業をする際に、煤じんが舞い上がっている事実を摘示し、舞い上がりの事実を前提として、原告の廃棄物処理方法に関して意見を表明するものである。原告が放射性物質をまきあげ、周囲にまき散らしているような事実（事実A）を摘示するものではない。

(イ) 本件表現1-2は、イーステージ処分場はその地下水の水質検査結果から保有水の漏洩の可能性が高く、同処分場は訴外山口が代表者であった会社（藤総業）が設置した事実を前提として、本件処分場の将来に対する疑問や懸念などの意見表明を行うものであって、事実Bないし事実Dを摘示するものではない。

イ 本件文書2は、以下のとおり、平成24年11月23日に開かれた本件連絡会と長野県及び小諸市の意見交換会の模様を記事として掲載したもので、事実Eないし事実Jを摘示するものではなく、一方当事者の意見の範囲に止まるもので、原告の社会的評価を低下させるものではない。

(ア) 本件表現2-1及び2-2は、意見交換会に出席した者の発言である。いずれも、本件処分場での煤じんの舞い上がりが目視された

こと、舞い上がりが認められる映像の存在を前提として、本件処分場への搬入や処理方法などについて県に対して疑問を投げかけ、説明や見解を求める意見の表明であり、事実Eないし事実Gを摘示するものではない。

(イ) 本件表現2-3は、小諸市内の放射線検査での数値が、本件処分場の近隣で高くなっている事実を指摘したうえ、長野県に対してその原因の説明を求めるもので、事実Hを摘示するものではない。

(ウ) 本件表現2-4は、イーステージ処分場は、訴外山口が代表取締役であった会社が作った処分場であり、処分場の構造や処理方法が本件処分場と似ていることを踏まえて、本件処分場についても将来的には漏えいの可能性があることから本件処分場のかさ上げ許可に疑問を呈するという意見の表明であり、事実I、事実Jを摘示するものではない。

ウ 真実性又は公正な論評の法理として前提事実の真実性

本件各文書により、原告の名誉が棄損されるとしても、本件各文書をウェブサイト上に公開する行為は、公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的に出たものであり、かつ、その摘示に係る事実又は意見表明の前提たる事実は以下のとおり真実であり、意見表明も意見論評の域を逸脱しないから違法性を欠く。

(ア) 本件表現1-1

煤じんの舞い上がりは、本件処分場のライブカメラの映像である本件各写真や原告のホームページ上の動画等により確認でき、真実である。

(イ) 本件表現1-2

長野県が行った第1処分場の水質検査では有害物質が検出され、継続的な監視が必要とされた。第2処分場は本件処分場と構造が類似し、

長野県が行った平成12年ないし平成23年の水質検査では、地下水から塩化物イオン濃度や電気伝導度が高値に検出され、その他の有害物質も検出されるなど地下水の汚染が継続した。このような水質検査の結果からは第1処分場及び第2処分場の保有水が漏洩している可能性があることは真実である。そして、イーステージ処分場と本件処分場の廃棄物の埋立方法や構造も類似していることも真実である。

(ウ) 本件表現2-1, 本件表現2-2

本件各写真や目撃から、舞い上がりは真実である。

(エ) 本件表現2-3

小諸市の行った放射線検査の結果によれば、御影区、谷池原区、和田区の放射線の値は、 $0.1 \mu\text{Sv/h}$  以上であり、当該検査の結果は真実である。

(オ) 本件表現2-4

イーステージ処分場と本件処分場は訴外山口が関与して作り、埋め立て方法も類似することは真実である。

エ 相当性又は公正な論評の法理における前提事実の相当性

上記真実性が認められないとしても、本件表現1-1ないし2-4は、本件処分場のライブカメラの映像やイーステージ処分場の水質検査の結果を根拠にしたものであり、被告が真実と信じるにつき相当の理由があり、または、真実と信じるにつき相当の理由がある事実を前提として意見表明するものであって、故意・過失を欠く。

(2) 争点2 (本件請願による不法行為の成否)

(原告の主張)

本件請願は、イーステージ処分場からの保有水の漏えいが極めて強く疑われ、これと同様の方法で作られた本件処分場の保有水が遮水シートから漏えいする危険があることや本件処分場での廃棄物処理に際し、煤



じんをまきあげているという虚偽の事実を示して行われたものである。被告は、それらの事実が虚偽であることを知り、または、合理的根拠に基づくことなく本件請願を行ったものであり、原告に対する不法行為となる。

(被告の主張)

争う。本件請願は、長野県が行ったイーステージ処分場の水質検査を踏まえた真実である事実を根拠として、かさ上げ中止を求めるものであり、請願権行使の範囲内の行為であり、不法行為とはならない。

(3) 争点3 (原告に生じた損害)

(原告の主張)

原告は、本件処分場の近隣における次期処分場の建設を計画していたところ、被告による上記名誉毀損行為及び本件請願が採択されたことから、次期処分場設置を断念し、取引先に対して取引中止を要請せざるを得なくなった。原告は、平成24年度、本件処分場での一般廃棄物・産業廃棄物処理業により実質的に9億円の利益を上げており、原告が被った無形の損害は1億円を下らない。また、弁護士に委任して本件訴訟を提起せざるをえず、その額は100万円が相当である。

原告は、上記1億0100万円のうち、1100万円の請求を行う。

(被告の主張)

争う。

(4) 争点4 (本件各文書及び本件各写真の削除並びに謝罪広告の適否)

(原告の主張)

本件各文書による原告の名誉毀損の被害は甚大であり、金銭賠償のみでは損害は填補されないから、原告は、被告に対し、本件各文書(本件各写真を含む。)の削除及び謝罪広告を求める必要がある。

(被告の主張)

争う。

(5) 争点5 (本件各文書及び本件請願に基づく被告の責任主体性)

(原告の主張)

本件各文書の書込及び本件各写真の掲載を行い、本件請願を小諸市議会議長に提出したのは被告であるから、仮に本件連絡会が権利能力なき社団であっても、被告は不法行為責任を免れない。

(被告の主張)

争う。本件ブログの運営、書込及び本件請願は、権利能力なき社団である本件連絡会が行ったものである。被告は、本件連絡会が行った勉強会や本件意見交換会の模様に特段の加筆修正することなく本件各文書をブログに掲載したものにすぎないから、不法行為責任を負わない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に証拠(甲27, 乙51, 55ないし57, 59, 原告代表者及び被告本人尋問の結果並びに認定事実末尾掲記の証拠。ただし、以下の認定に反する部分は除き、書証については特記がない場合には枝番を含む。)及び弁論の全趣旨を総合すると以下の事実が認められる。

- (1) 原告は、平成23年3月までは、長野市犀峽衛生センターのし尿汚泥の焼却灰の受け入れを行っていたが、同月11日に発生した東日本大震災の際の原子力発電所からの放射性物質の放出事故に伴い、上記し尿汚泥の焼却灰からセシウムが検出されたことから、受け入れを見合わせていた。しかし、国が、平成23年6月、セシウムが検出された汚泥につき、濃度8000Bq/kg以下は管理型処分場に埋立可能などとする処理指針を示したことから、原告は、それを受けて、同年6月21日、放射性物質を含む焼却灰の受け入れを表明し、同年7月11日、放射性セシウム500Bq/kg以下、放射性ヨウ素2000Bq/kg以下、一般・産業廃

棄物の焼却灰については放射性セシウム500Bq/kg以下という受け入れ基準を設定し、本件処分場において放射性セシウムを含む同センターのし尿汚泥の焼却灰の受け入れを再開した。さらに、原告は、同年7月21日には、一般・産業廃棄物の焼却灰について、受け入れ基準を放射性セシウム5000Bq/kg以下に緩和することを発表した。(乙1ないし3)

- (2) その後、環境省において管理型処分場に埋め立てる廃棄物に含まれる放射性物質の放射線量の上限の緩和が議論されるようになり、被告は、それらの動きに危機感を持ち、周囲によびかけて、同年8月27日、本件連絡会を立ち上げて活動を開始した。
- (3) 被告は、同年8月27日、本件処分場を見学し、その後、平成24年2月までの間、本件連絡会の会員らとともに、本件処分場に3回立ち入って場内を視察し、長野県が行った放射線量の測定に立ち会い、訴外山口から本件処分場の概要や廃棄物処分方法などの説明を受けるなどした。
- (4) 被告は、長野県環境部廃棄物監視指導課などに、イーステージ処分場周辺の水質検査を要請するとともに、情報公開によりイーステージ処分場の過去の水質検査の結果を入手した(乙21ないし31)。

被告が入手した第1処分場の水質検査の結果の報告書には、長野県担当者のコメントとして、地下水から依然として高いレベルで検出されている有害物質があることから継続して検査が必要であると思われる(平成14年度、平成15年度)、塩化物イオンが高濃度で、電気伝導率も高かった(平成16年度、平成17年度)などと記載されていた。

また、上記水質検査の結果の報告書等から、第2処分場内の地下水からは環境基準を上回る鉛が検出されたことや平成12年には電気伝導度が100ないし770ms/m、塩化物イオン濃度が219ないし2920mg/lであったものが、平成23年にはそれぞれ、800ないし3600

ms/m, 1800ないし12000mg/lとなり, 長野県の担当者も塩化物イオンが高濃度である, 電気伝導率が高いとのコメントを続け, 長野県は, 平成20年1月には, イーステージに対し, 水質悪化の原因が第2処分場以外にあることが明らかになっていない, 法令の基準に合致していないおそれがあるとして, 水質悪化の原因調査や新たな廃棄物の搬入の中止, 地下水のモニタリングを今後も継続して行うことなどを指示していたことが判明した。(乙16, 23ないし31)

- (5) 被告は, 本件連絡会の代表者として活動する中で, 本件処分場における廃棄物処理の際に煤じんが舞い上がっているという目撃情報に接し, 平成24年7月20日から同年8月にかけて撮影された本件処分場のライブカメラの映像に白色の煤じん様の舞い上がりが撮影されていること, 被告が従前確認した廃棄物から立ち上る湯気は, 概ね30cm程度であったことから, 廃棄物の埋立処理中に煤じんが舞い上がっていると考えようになった。また, 本件連絡会の勉強会においても, 煤じんの舞い上がりやその危険性につき議論が行われることになった。(甲2, 乙19)
- (6) 小諸市は, 平成23年10月ないし平成24年11月27日までの間, 市内で放射線量のモニタリング調査を行った結果0.03ないし0.34 $\mu$ SV/h( $\mu$ SV=マイクロシーベルト)の放射線量が観察された。そのうち, 0.1 $\mu$ SV/hを超える放射線量が観測されたのは, 和田(平成23年10月28日, 最大値0.11 $\mu$ SV/h), 御影(平成23年11月21日, 最大値0.34 $\mu$ SV/h), 同所(平成24年7月4日, 最大値0.21 $\mu$ SV/h), 谷地原(平成23年12月1日, 最大値0.10 $\mu$ SV/h)であり, 本件処分場に近接する場所であった。なお, 国際放射線防護委員会の勧告では年間被ばく限度は年間1mmSVとされており, 1時間当たり0.23 $\mu$ SVの場における, 年間の追加被ばく放射線量は

1 mm SV とされている。(乙41)

(7)ア 本件処分場は、平地を垂直に掘削し、壁面部には遮水シート・保護マットを設置してウレタン吹付施工がなされ、底面部には、保護マット、遮水シート、自己修復型マットが設置されている。埋立対象廃棄物は、汚泥、燃え殻、ばいじん、廃プラスチック類などであり、これらの廃棄物はセメント混練を行い、本件処分場を一定の区画に区切られた中に圧密成形して埋め立てられる。本件処分場の当初の埋立総量は24万m<sup>3</sup>であったが、平成20年11月に総量31万m<sup>3</sup>への増加が許可されている(甲5, 28, 乙39, 40)。

イ 一方、イーステージ処分場は、平地を垂直に掘削し壁面をH鋼で補強し、その上面に遮水用のゴムシートを敷き、ウレタン吹付施工がなされている。また、埋立対象廃棄物は、汚泥、燃え殻、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず、セメント固化したばいじん等であり、これらは重機により圧縮して埋め立てられていた(乙35ないし38)。イーステージ処分場は、平成23年3月11日以前に、廃棄物の埋設作業を終了している。

2 争点1(本件各文書による原告の名誉毀損の成否)及び争点5(被告の責任主体性)について

(1) 被告の責任主体性

被告が本件各文書を書き込んだことは前提事実記載のとおりであるから、本件連絡会が権利能力なき社団であるとしても、本件各文書により原告に対する名誉毀損の不法行為が成立する場合には、被告は損害賠償義務を免れない。

(2) 名誉毀損について

ア 名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指し(最高裁昭和

45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁参照), 記事によって名誉が毀損されたか否かは, 一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従って判断すべきである(最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照)。そして, 名誉毀損の対象とされる記載内容が, 第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するものであっても, 一般読者の普通の注意と読み方を基準として考えた場合に, 間接的ないしえん曲に特定の事実を主張するものと理解されるならば, 当該事実を摘示するものとみるのが相当である(最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照)。

以下, そのような見地から, 本件各表現が事実を摘示するものであるのか, 意見を表明するものであるかを検討し, 併せて, 本件各表現が原告の社会的評価を低下させるものであるか否かについて検討する。

イ 本件文書1について

(ア) 本件表現1-1は, 「フジコーポレーション処分場で焼却灰の埋め立て時, 舞い上がりが確認されている。」に引き続き, 「放射性物質を含まなくても, ばいじん, (飛灰) はきわめて危険な物質」と放射性物質含有の有無にかかわらず, 煤じんそのものが危険であるとし, さらに, 「危険な飛灰に関しては湿らせて搬入しているので舞い上がることはけしてありません。私もその言葉を信じていました。しかし住民の方からの言葉, 外からでもひどいときは見える。」「場内で中間処理をしてセメントと混ぜて埋め立てるところに押し開ける写真です。その時にはより一層水分も含んでいるので舞い上がるなどあるはずもないと思っていたが, 驚きました。そして, それはしっかりと固化するのだろうか?」と本件処分場内での舞い上がりを問題にするものであり, それに引き続き, 本件写真1が掲載されているから, こ

れを一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件表現1-1は、本件処分場内での煤じん舞い上がりの事実そのものを摘示していると認められる。

(イ) 本件表現1-2は、「水質検査しているのは、第2処分場ですが、第1処分場のほうも情報公開請求により漏えい可能性がきわめて高いことがわかっています。」との表現に続き、本件処分場が「フジコーポレーションとつながりが深い処分場で、設置時の責任者は現フジコーポレーション会長です」、「同じセメント固化で埋め立てと聞いています」とし、「これらが漏えいしているとすると、現在の処分場もこれからどうなるでしょうか?」、「この2つの処分場に対する県の対応がそのままフジコーポレーションになにか問題があった時の対応になると考えられます。旧処分場ともいえる2つの遮水シートがきわめてあやしい状態です。平成12年からそれを、抜本的原因を探らないうまま、放置してきたと言えます。このような県の対応、信用できるでしょうか?」と結ぶものであり、これを一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、本件表現1-2はイーステージ処分場の水質検査の結果から、イーステージ処分場から汚染水が漏えいしている可能性がきわめて高いという意見を表明しつつ、原告の会長はイーステージ処分場設置の責任者であった事実及び埋立方式はいずれもセメント固化を採用している事実を摘示し、これらの類似性から、将来的には本件処分場からも汚染水が漏れ出す危険性があるとの危ぐ、不安感、長野県の対応への不信感等の意見を表明するものと認めることができる。

(ウ) そこで、本件文書1（本件表現1-1及び本件表現1-2）が、原告の名誉を毀損するか否かを検討する。

本件表現1-1は、これを読む一般読者に対して、廃棄物の処理が